

大分県環境緑化条例に基づく各種届出について

大分県環境緑化条例では、**県緑化地域内および県指定特別保護樹木・樹林の土地**において伐採行為・土地形質の変更行為を行う方に、届出を義務づけています。

また、**県緑化地域内および県指定特別保護樹木・樹林の土地や、その他各種法令で指定されている区域以外**で大規模開発行為を行う場合にも、その実施者に届出が義務づけられています。

県緑化地域内等における行為

大規模開発行為

特例

摘要

〈対象区域〉

- ・ 県緑化地域
- ・ 特別保護樹木または樹林の土地

〈該当行為〉

- ・ 木竹の伐採
- ・ 土地形質の変更

〈対象区域〉

- ・ 各種法令で指定された区域以外の区域

〈該当行為〉

- ・ 規則に定める基準を超える宅地などの造成、駐車場などの建設

大分県環境緑化条例

(行為の届出)

- 第十三条 県緑化地域(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により指定された**保安林の区域**、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第七号に規定する**風致地区**並びに都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条に規定する**緑地保全地域**及び同法第十二条第一項に規定する**特別緑地保全地区の区域を除く**。以下この章において同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者又は保護樹木等について現状を変更しようとする者は、**あらかじめ、知事に届け出なければならない。**
- 一 **木竹を伐採すること。**
 - 二 **宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。**
- 2 知事は、前項の規定により届け出た者に対して、必要に応じ緑化に関する指導、勧告又は指示をすることができる。
- 3 次の各号に掲げる行為については、前二項の規定は、適用しない。
- 一 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為
 - 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
 - 三 県緑化地域又は保護樹木等が指定され、又は県緑化地域の区域が拡張された際着手している行為
- 4 非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者又は保護樹木等について現状を変更した者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(大規模開発行為の届出)

- 第二十条 第十条第一項の規定により指定された**県緑化地域の区域**、第十一条第一項の規定により指定された**保護樹木等に係る土地**、森林法第二十五条第一項の規定により指定された**保安林の区域**、自然公園法第二条第一号に規定する**自然公園の区域**、都市計画法第八条第一項第七号に規定する**風致地区**、自然環境保全法第十四条第一項及び第二十二條第一項の規定により指定された**原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の区域**、都市緑地法第五条に規定する**緑地保全地域**及び同法第十二条第一項に規定する**特別緑地保全地区の区域**並びに大分県自然環境保全条例第二条第一項の規定により指定された**県自然環境保全地域の区域以外**の区域において、**宅地の造成、遊園地の建設その他規則で定める行為で、その規模が規則で定める規模以上のもの**をしようとする者は、その行為に着手しようとする日の**六十日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。**
- 2 知事は、前項の届出があつた場合において、緑化のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(国等に関する特例)

- 第二十四条 国の機関、地方公共団体又は規則で定める公団等(以下この条において「国等」という。)が行う行為については、第十三条第一項及び第二十条第一項の届出は要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知しなければならない。

大分県環境条例施行規則

(行為の届出)

- 第三条 条例第十三条第一項の届出は、県緑化地域内等行為届出書(第三号様式)に付近位置図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。
- (届出を要しない行為)**
- 第四条 条例第十三条第三項第二号の規則で定める行為は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
- 一 県緑化地域
 - イ 次に掲げる木竹の伐採
 - (1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - (3) 仮植した木竹の伐採
 - ロ 次に掲げる宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
 - (1) 農業、林業又は漁業を営むために通常行われる土地の形質の変更
 - (2) 建築物の存する敷地内で行う土地の形質の変更
 - (3) 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - ハ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 二 保護樹木等
 - イ 樹木の保育を目的として通常行われる行為及び前号ハに掲げる行為

(大規模開発行為の届出)

- 第九条 条例第二十条第一項の規則で定める行為は、**ゴルフ場の建設、自然動物園の建設、墓園の建設及び駐車場の建設**とする。
- 2 条例第二十条第一項の規則で定める規模は、次の表の上欄に掲げる行為ごとにそれぞれ下欄に掲げるものとする。
- | | |
|--------------------------------|--------|
| 宅地の造成、遊園地の建設、ゴルフ場の建設及び自然動物園の建設 | 5ヘクタール |
| 墓園の建設及び駐車場の建設 | 1ヘクタール |
- 3 条例第二十条第一項の届出は、大規模開発行為届出書(第五号様式)に付近位置図、平面図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(行為の通知等)

- 第十二条 条例第二十四条の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。
- 一 独立行政法人都市再生機構 二 国立研究開発法人森林研究・整備機構
 - 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 四 独立行政法人労働者健康安全機構
 - 五 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 六 独立行政法人環境再生保全機構
 - 七 独立行政法人中小企業基盤整備機構 八 独立行政法人水資源機構
 - 九 土地開発公社 十 地方住宅供給公社
- 2 条例第二十四条の通知は、県緑化地域内等行為通知書(第八号様式)によってしなければならない。